

福山ミニバスケットボール連盟倫理規定

【目的】

第1条 本規定は、福山ミニバスケットボール連盟(以下「本連盟」という)に所属する者の倫理および懲罰に関する事項を定めることにより、本連盟の目的を達成するとともに、ミニバスケットボールの健全育成と安全な活動を促し、本連盟に対する社会的信頼を確保することを目的とする。

(規定の適用範囲)

第2条 本規定は、本連盟の役員、所属するチーム並びにチームを構成しているすべての者(以下「所属する者」という)に適用する。

(懲罰)

第3条 本連盟は、前条に掲げる役員、所属する者が次の各号に該当する場合は審査のうえ、懲罰することができる。

- 2 本連盟の規約並びに諸規定、申し合わせ等に違反した場合
- 3 本連盟または各ミニ連の名誉や信用を失墜する行為を行った場合
- 4 刑罰法規に抵触する行為を行った場合
- 5 児童に対し、著しく人権を侵害する暴言、暴力行為を行った場合
- 6 本連盟の指示、指導に従わなかった場合
- 7 その他、前各号に準ずるような行為により、本連盟並びに各ミニ連が必要と判断した場合

(懲罰の種類)

第4条 前条による懲罰の種類は次の通りとする。

- 2 本連盟及び各ミニ連、チームにおける登録、所属の抹消
- 3 本連盟及び各ミニ連、チームにおける活動の停止
- 4 戒告

(損害の賠償)

第5条 本連盟は、第3条に従って懲罰の対象となった者に、その行為による損害賠償を査定し、全額もしくは一部を弁償させる場合がある。

(倫理委員会の設置)

第6条 本規定適用のため、本連盟に倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会は、本連盟の正副会長、正副理事長、常任理事および必要に応じた者により構成する。
- 3 倫理委員会の委員は、本連盟の会長が任命し、任期は本連盟役員と同じ期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 倫理委員会には、委員長を置き本連盟から受けた報告事項を調査および審議を行い、懲罰の原案を作成し、常任理事会へ報告および提案を行う。
- 5 倫理委員会委員長は、会長が推薦して、理事会で承認を受ける。

(倫理委員会の開催)

第7条 倫理委員会の開催は、本連盟会長または委員長が招集する。

- 2 倫理委員会の会議は、過半数の委員の出席をもって成立、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。(委員欠席の場合は委任の連絡をもって出席

とする)

- 3 倫理委員会は、聴聞のため、必要に応じて、該当する個人、チーム、各ミニ連を招集することができる。

(懲罰の決定)

第 8 条 懲罰の決定は、本連盟の常任理事会が行う。

- 2 本連盟は、懲罰を決定した場合には、該当する者及びチーム責任者、個人、各ミニ連役員に、直ちに懲罰の種類と審査内容を通知することとする。
- 3 本連盟は、各チームに対して、監督責任を問うことができる。

(懲罰の異議申し立て)

第 9 条 本連盟の最終的な懲罰決定にあたっては、最終決定以前に、懲罰者に異議申し立ての機会が与えられる。

(仲裁機構)

第 10 条 本連盟の最終決定に対し、日本ミニバスケットボール連盟、広島県ミニバスケットボール連盟、広島県バスケットボール協会に仲裁を付託することができる。

(庶務)

第 11 条 倫理委員会の庶務は、倫理委員会において処理する。

(補足)

第 12 条 この規定に定めるもののほか、倫理委員会の運営その他必要な事項については、倫理委員会の開催を要請し、常任理事会に諮ることができる。ただし、その内容に関して緊急を要するものについては、本連盟会長の判断により定める場合がある。

(設置と改廃)

第 13 条 この規定を設置、改正または廃止しようとするときは、本連盟理事会の過半数の賛成をもってこれを行う。

(附則)

第 14 条 この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。